

第 8 地域医療事業



献血キャラクター

けんけつちゃん



1 献血事業

(1) 入間市献血推進協議会

ア 目的

献血思想の普及及び献血者の組織化を図り、安全な血液の確保及び供給をすることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

ウ 対象

16歳～69歳の健康な方

200ml 献血（16～69歳※で体重が男性45kg、女性40kg以上の方）

400ml 献血（男17～69歳※、女18～69歳で体重が男女とも50kg以上の方）

※65歳～69歳の方の献血については、献血される方の健康を考え、60～64歳の間に献血経験がある方に限る。

エ 対応者

関係団体・・・入間市献血推進協議会、各献血協力団体、埼玉県赤十字血液センター

オ 内容

（ア）献血に対する正しい知識の啓発及び献血思想の普及

（イ）献血組織の育成及び献血協力団体との連携

（ウ）献血の年間計画と推進

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	受付者数	200ml	400ml	採血者数
R2	55	1,897	113	1,497	1,610
R1	71	2,362	148	1,808	1,956
対比	-16	-465	-35	-311	-346

キ 事業の経過

昭和44年 3月31日に入間市献血推進協議会を設立

献血推進協議会の設立以前も市民による自主的な献血活動は行われていたが、献血推進協議会の設立により、連合区長会、商工会、母子愛育会、赤十字奉仕団など多くの団体の協力の下、各地区での献血や協力団体による献血など、組織的に取り組んでいる

ク まとめ

血液は人工的に製造することができず、また、長期保存が不可能なため、献血者の相互扶助により輸血用血液を安定的に確保する必要がある。今後高齢化社会が進み輸血用血液の不足が予測される中、20代、30代の献血者数は減少傾向にあるため、輸血用血液の安定した確保には特に若い世代の献血への理解と協力が不可欠である。

2 地域医療事業

(1) 休日当番病院運営事業（初期救急）

ア 目的

入間市民の休日の昼間における初期救急医療を確保することを目的とする。

イ 対象

初期救急医療を必要とする患者

ウ 対応者

委託先・・・（一社）入間地区医師会

エ 内容

入間市が休日当番病院を（一社）入間地区医師会に委託。

7 病院が輪番制で休日当番病院として、休日の昼間における初期救急医療を行う。

内科と外科を組み合わせて行っている。診療時間 午前9時～午後5時

小林病院（内科）、西武入間病院（内科）、金子病院（内科）、入間ハート病院（内科）

豊岡第一病院（外科）、原田病院（内科・外科）、豊岡整形外科病院（外科）

オ 実績

年度 \ 区分	実施日数（日）	患者数（人）
R 2	7 2	1, 8 5 4
R 1	7 6	5, 3 5 0
対比	－ 4	－ 3 4 9 6

カ 事業の経過

平成2年度～平成17年度 休日の昼間における地域住民の初期救急医療を確保するため、入間市・狭山市・鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町の4市2町で行う在宅当番医制事業に加わり（社）入間地区医師会に委託（平成18年3月31日をもって終了）

平成18年度 各市町が各々契約する方法へ変更となり、（社）入間市医師会（現「（一社）入間地区医師会」）に在宅当番医制事業（現「休日当番病院運営事業」）を委託

キ まとめ

休日の昼間における初期救急医療への市民ニーズは高く、今後も市内の医療機関で速やかに治療を受けられるよう、継続していく必要がある。

(2) 所沢地区病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の第二次救急医療（入院治療を必要とする救急患者）に対応する救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、所沢地区病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする重症救急患者

エ 対応者

事業者・・・所沢地区の医師会（（一社）入間地区医師会、（一社）所沢市医師会、（一社）狭山市医師会）

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は所沢市）

入間市、所沢市、狭山市の３市圏域内の１３病院が輪番制で、休日及び夜間の第二次救急医療を行う。

入間市：原田病院、豊岡第一病院

所沢市：国立病院機構西埼玉中央病院、所沢市市民医療センター、所沢中央病院、圏央所沢病院、所沢第一病院、所沢明生病院、埼玉西協同病院

狭山市：狭山中央病院、入間川病院、埼玉石心会病院、至聖病院

カ 実績

単位：人

区分 年度	当番日数（日）	患者数		
		入院	外来	計
R 2	1, 4 7 4	2, 3 2 0	7, 0 4 4	9, 3 6 4
R 1	1, 6 5 0	2, 6 6 8	1 0, 4 6 0	1 3, 1 2 8
対比	－ 1 7 6	－ 3 4 8	－ 3, 4 1 6	－ 3, 7 6 4

区分 年度		入間市	所沢市	狭山市	他市町村	合計
R 2	患者数（人）	1, 7 6 7	4, 8 3 4	1, 3 3 3	1, 4 3 0	9, 3 6 4
	負担金（円）	8,657,167	14,429,578	7,957,735		31,044,480
R 1	患者数（人）	2, 9 1 7	6, 5 1 7	2, 0 0 7	1, 6 8 7	1 3, 1 2 8
	負担金（円）	8,891,866	14,371,425	8,136,389		31,399,680
対比	患者数（人）	－ 1, 2 0 4	－ 1, 6 8 3	－ 6 7 4		－ 3 7 6 4
	負担金（円）	－ 234,699	58,153	－ 178,654		－ 355,200

※負担金は、前年度の患者数等を参考に算出している。

キ 事業の経過

昭和５５年度から、休日及び夜間における第二次救急医療を確保するため、入間市、所沢市、狭山市の３市が協定を結び、所沢地区（所沢市・狭山市・入間市）病院群輪番制として所沢市が幹事市となり実施

診療時間 昼間：午前８時～午後６時

夜間：午後６時～翌朝８時

ク まとめ

市民が安心して暮らせるよう、休日及び夜間における第二次救急医療体制の継続を県に働きかけていく。

(3) 小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、埼玉県小児救急医療施設運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする小児の重症救急患者

エ 対応者

協定先・・・入間川病院、国立病院機構西埼玉中央病院、埼玉石心会病院
狭山厚生病院

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は狭山市）

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を輪番制で行う。

カ 実績

単位：人

年度	区分	当番日数（日）	患者数		
			入 院	外 来	計
R 2		3 5 6	4 4 4	1, 5 0 3	1, 9 4 7
R 1		3 1 9	4 0 7	3, 0 3 8	3, 4 4 5
対比		3 7	3 7	－1, 5 3 5	－1, 4 9 8

単位：人

患者数		西埼玉 中央病院	入間川病 院	埼玉石心会 病院	狭山厚生 病院	計
R 2	入院	4 4 4	0	0	0	4 4 4
	外来	9 2 2	3 1 3	1 1 2	1 5 6	1, 5 0 3
	計	1, 3 6 6	3 1 3	1 1 2	1 5 6	1, 9 4 7
R 1	入院	4 0 7	0	0	0	4 0 7
	外来	1, 0 9 9	1, 1 4 6	4 2 2	3 7 1	3, 0 3 8
	計	1, 5 0 6	1, 1 4 6	4 2 2	3 7 1	3, 4 4 5
対比	入院	3 7	0	0	0	3 7
	外来	－1 0 7	－8 3 3	－3 1 0	－2 1 5	－1, 5 3 5
	計	－7 0	－8 3 3	－3 1 0	－2 1 5	－1, 4 9 8

単位：円

負担金	入間市	所沢市	狭山市	合計
R 2	1, 943, 262	2, 510, 640	2, 381, 258	6, 835, 160
R 1	1, 773, 850	2, 174, 627	2, 148, 837	6, 097, 314
対比	169, 412	336, 013	232, 421	737, 846

キ 事業の経過

平成12年 7月1日から施行

平成12年 8月28日 西部第一（西）保健医療圏小児科救急医療病院群輪番制病院運営開始

診療時間 昼間：午前8時～午後6時

夜間：午後6時～翌朝8時

※ 日曜日以外の曜日で祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の場合は、昼間も同じ病院が担当

ク まとめ

全ての曜日の夜間において小児科の第二次救急医療体制が確保されるよう、県に働きかけていく。

（4）自動体外式除細動器（AED）整備事業

ア 目的

自動体外式除細動器（AED）を市内公共施設及び市内コンビニエンスストアに広く配置することで、緊急の心臓疾患に対応することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

平成16年7月1日に「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（医政発第0701001号 厚生労働省医政局長通知）が発出され、市民にAEDの使用が解禁。

ウ 対象

市内公共施設、市内コンビニエンスストア

エ 対応者

事務局：健康管理課 管理：各公共施設及び担当課等

オ 内容

AEDを市内公共施設及び市内コンビニエンスストアに配置し、広く心室細動発生時に使用できるようにする。

カ 実績

令和２年度設置台数※１（令和３年３月３１日現在）

設 置 箇 所	台数
幼稚園、学校	２７
学童保育室	１６
公民館	１３
保育所	１１
体育館、運動場	８
消防団	７
福祉作業所	４
ていーろーど	４
図書館、西武分館	２
入間市役所	３
博物館	１
健康福祉センター他１０施設	１３
コンビニエンスストア	４９
合 計	１５８

※１ 健康管理課が予算措置をしている台数のみ表示。

※２ コンビニエンスストア設置台数は、新規開店・閉店により増減する場合がある

キ 経過

平成２５年 ４月１日に埼玉西部消防組合が設立されたことに伴い、市内公共施設に設置されているＡＥＤの管理が健康管理課に移管

平成２９年 １０月１日から２４時間３６５日ＡＥＤが利用できるよう、市内コンビニエンスストアにＡＥＤの設置を開始

ク まとめ

市内公共施設に設置しているＡＥＤは使用できる時間帯が各施設の業務時間内に限られていたが、コンビニエンスストアに設置したことで市民が２４時間３６５日ＡＥＤを利用することが可能となり救命率の向上が期待できる。

３ 入間市夜間診療所運営事業

（１）入間市夜間診療所

ア 目的

日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の夜間（午後７時３０分から午後１０時３０分まで）における内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施する。

イ 根拠・関連法令

入間市夜間診療所条例、入間市夜間診療所条例施行規則

ウ 対象

内科及び小児科における初期救急医療を必要とする者

エ 対応者

委託先・・・（一社）入間地区医師会

オ 内容

（一社）入間地区医師会との委託契約に基づき、１２月３１日から翌年の１月２日までを除く日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の午後７時３０分から午後１０時３０分まで、内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	延べ患者数			診療日数（日）			１日あたりの平均患者数		
R 2	143	日祝日	47	206	日祝日	60	0.69	日祝日	0.78
		月曜日	28		月曜日	47		月曜日	0.60
		木曜日	36		木曜日	49		木曜日	0.73
		土曜日	32		土曜日	50		土曜日	0.64
R 1	1437	日祝日	625	207	日祝日	66	6.94	日祝日	9.47
		月曜日	166		月曜日	42		月曜日	3.95
		木曜日	268		木曜日	50		木曜日	5.36
		土曜日	378		土曜日	49		土曜日	7.71
対 比	-1294	日祝日	-578	-1	日祝日	-6	-6.25	日祝日	-8.69
		月曜日	-138		月曜日	5		月曜日	-3.35
		木曜日	-232		木曜日	-1		木曜日	-4.63
		土曜日	-346		土曜日	1		土曜日	-7.07

※年末年始（１２月２９日～１月３日は日祝日に含む）

キ 事業の経過

休日の夜間における医療体制への不安が年々増加していたことから、初期救急医療体制の充実を図るため、平成１５年度の健康福祉センターの開設にあわせ土日夜間診療所を開設

平成２１年４月から診療日を平日にも拡大し、狭山市と協同で１週間を通した夜間の初期救急医療体制を確保

ク まとめ

令和２年度は、新型コロナによる受診抑制、また、全国的にインフルエンザの流行もなく、大きく受診者数が減少しているが、夜間の初期救急医療体制を身近に整備することは、市民の医療体制への不安解消につながる。

平成 21 年度からの夜間の救急医療体制

	日	月	火	水	木	金	土
入間市夜間診療所	○	○			○		○
狭山市急患センター			○	○		○	

※診療時間 午後 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

休診日 12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日

4 その他

(1) 骨髄移植ドナー支援助成金

ア 目的

骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という)の提供者となった者に対し、骨髄移植ドナー支援助成金(以下「助成金」という)を交付することにより、骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

入間市骨髄移植ドナー支援助成金交付要綱

ウ 対象

以下の項目にすべて該当する者

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業により、骨髄等の提供を完了した者
- (2) 骨髄等の提供時に市内に住所を有する者
- (3) 骨髄等の提供が完了した日から 1 年以内であること

エ 内容

骨髄移植に伴いドナーが負担する費用を軽減するため、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数の合計（7 日を上限とする）に、20,000 円を乗じて得た額を助成する。

オ 実績

単位：人

区分 年度	骨髄等提供者数 (市内在住者のみ)	助成金 申請者数	総助成額
R 2	1	1	140,000 円
R 1	2	2	280,000 円
対比	-1	-1	-140,000 円

カ 事業の経過

平成 25 年度に骨髄移植ドナー支援に寄付の申し出があり、これを原資に基金を設立。平成 26 年 4 月から骨髄移植ドナー支援を開始

キ まとめ

支援基金を基に、ドナー登録の増加と骨髄等の移植を推進し、助成金を交付している。